

平成27年度第2回 徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会

日 時：平成27年11月10日（火）

午前10時00分から12時まで

場 所：徳島赤十字ひのみね総合療育センター
2階 多目的室

一 次 第 一

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

発達障がい者総合支援プラン（素案）について

徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、医療、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、親の会等の関係者からなる「徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 この検討委員会は、発達障がい者への支援のため次の事項について検討等を行う。

- (1) 発達障がい者支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について
- (2) その他

(組 織)

第3条 この検討委員会は、会長、副会長及びその他の委員をもって組織する。

- 2 委員は、徳島県知事が委嘱する
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議の運営)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 検討会の議長は会長がこれにあたる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討部会・ワーキンググループ)

第7条 検討委員会の円滑かつ効率的な運営に資するため、また、実質的な検討作業を行うために検討部会（ワーキンググループ）を設けることができる。

(庶 務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課及び発達障がい者総合支援センターにおいて処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年3月27日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会委員名簿

区分	所 属・職 名	氏 名	備 考
医 療	徳島赤十字ひのみね総合療育センター顧問	橋 本 俊 顕	
福 祉	徳島県医師会	井 崎 ゆみ子	欠席
	徳島県精神科病院協会会长	櫻 木 章 司	
大 学	鳴門教育大学大学院教授	大 谷 博 俊	
	徳島大学大学院教授	奥 田 紀 久 子	代理出席
	四国大学准教授	前 田 宏 治	
	徳島文理大学教授	島 治 伸	
親 の 会	徳島県自閉症協会副会長	中 山 けい子	
児童発達支援センター	ねむのき園長	山 田 節 子	欠席
県民環境部	中央こども女性相談センター所長	左 倉 昇	代理出席
保健福祉部	精神保健福祉センター所長	石 元 康 仁	
労働部局	徳島労働局職業安定部職業対策課長	岩 崎 公 男	代理出席
	徳島障害者職業センター所長	加 藤 有 騒	
	愛育会地域生活総合支援センター所長	堤 美 代 子	
教育委員会	徳島市助任幼稚園長	宮 武 恵 子	
	大松小学校長	長 澤 秀 美	
	徳島中学校長	坂 東 笑 子	
	那賀高等学校長	佐 々 木 尊	
	国府支援学校長	飯 田 ひとみ	
保 育 所	羽ノ浦すみれ保育所長	岩 浅 豊 実	欠席
保健所長会	徳島保健所長	大 木 元 繁	
市 長 会	徳島市保健センター 所長補佐	金 磯 和 美	
町 村 会	北島町民生児童課長	中 谷 佐 多 子	

【資料1】

徳島県発達障がい者総合支援プラン (素案)

徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会

目 次

第1章 基本方針の概要

1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの期間	2
3 プランの基本理念	2
4 プランの基本方針	2
5 発達障がい者とは	3
6 施策体系図	4
7 ライフステージ関係図	5

第2章 基本方針に基づいた具体的な取組み

I 地域における支援環境の充実	6
1 身近な地域での相談支援体制の強化	6
2 社会の正しい理解の促進	7
II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実	8
1 乳幼児期における支援の充実	8
①乳幼児健康診査における早期の気づきと支援	8
②保育所・幼稚園等における早期の気づきと支援	8
2 就学期における支援の充実	10
①就学期における気づきの強化	10
②就学期における支援体制の整備	11
③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引き継ぎ	13
3 成人期における支援の充実	14
①高等教育機関における支援	14
②就労と定着に向けた支援	15
③社会参加に向けた支援	16

第1章 基本方針の概要

1 プラン策定の趣旨

発達障がい者（児）支援については、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障がい者の自立と社会参加を目的として、乳児期から成人期までの各ライフステージに応じた支援の推進が図られてきたところです。

また、平成26年7月にとりまとめられた国の「障害児支援の在り方に関する検討会」の報告では、地域の実情に応じて発達障害者支援センター、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等が役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要があるとされています。

本県においては、平成24年4月に、発達障がい者を支援する福祉・教育・医療の専門施設を結集した「発達障がい者総合支援ゾーン」の基幹施設として「徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ」を設置したのに加え、平成27年5月には、県西部に新たな拠点として「徳島県発達障がい者総合支援センター アイリス」を開設し、地域の機関と密接に連携し、2つの支援拠点において全県的な総合支援を進めています。

こうした状況の中、昨年度、実施した「発達障がい者（児）支援に関する実態調査」の結果を踏まえ、医療、福祉、教育及び就労の各関係機関が連携を図り、発達障がい者及びその家族への支援をより一層、総合的、計画的に進めていくために「徳島県発達障がい者総合支援プラン」を策定することとしました。

2 プランの期間

このプランは、平成27年度から平成30年度までの期間における取組みをまとめています。

3 プランの基本理念

障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり

4 プランの基本方針

①発達障がいについての「社会の理解を広める」

②本人や家族の「自己理解を深める」

③関係機関の「支援力を高め連携を強める」

この三つの視点を持って、次の取組みを進めます。

I 地域における支援環境の充実

○発達障がい者（児）とその家族にとって、身近な地域で相談ができる、必要な支援が受けられることが基本であるため、県・市町村・民間事業所等の役割分担のもと、地域において相談支援の核となる人材の育成、支援スタッフの専門性の向上などを含め、相談支援体制の充実を図ります。

○発達障がい者（児）に対する適切な支援を行うには、発達障がいや「発達凸凹」についての正しい理解が不可欠であるため、関係機関が協力・連携して、地域社会に正しい理解が広がるよう、積極的に取り組みます。

II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

○「乳幼児期」「就学期」「成人期」それぞれのステージに応じた支援施策の充実を図るとともに、進学時などに支援の切れ目が生じないよう、関係機関の引継ぎを強化します。

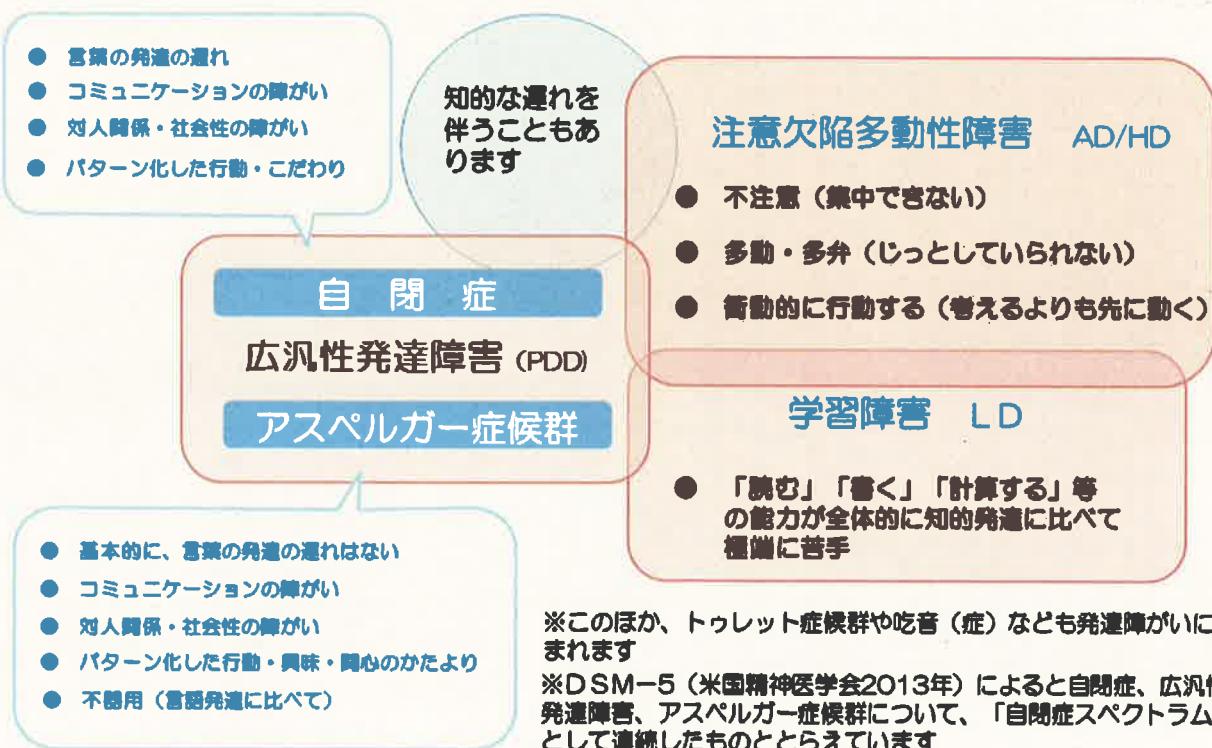
○「乳幼児期」に関しては、早期発見・早期支援に向けて、健康診査の充実、支援専門員の養成、支援スタッフのスキルアップ、ペアレントトレーニングをはじめとする保護者支援などに取り組みます。

○「就学期」に関しては、個性がひらく特別支援教育を目指して、教員の専門性向上のための研修や相談支援体制の整備、発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームを活用した学校支援や、徳島県発達障がい教育研究会の開催など、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に取り組みます。

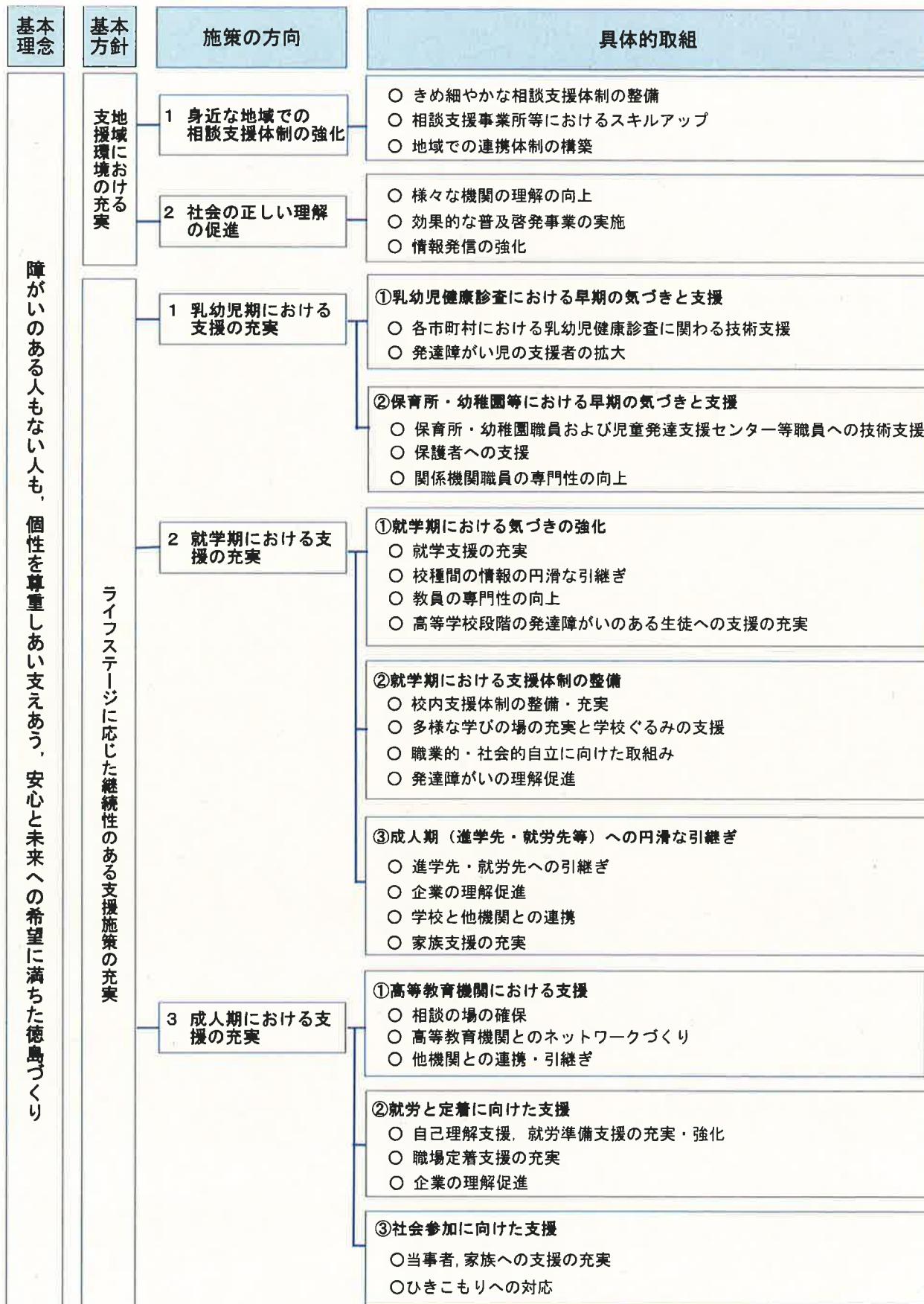
○「成人期」に関しては、就労・定着や社会参加に向けて、高等教育機関や労働関係機関とのネットワークづくり、就労準備訓練の充実、自己理解の促進、家族支援の充実などに取り組みます。また、壮年期や高齢期における適切な支援に向け、関係機関の連携強化を図ります。

5 発達障がい者とは

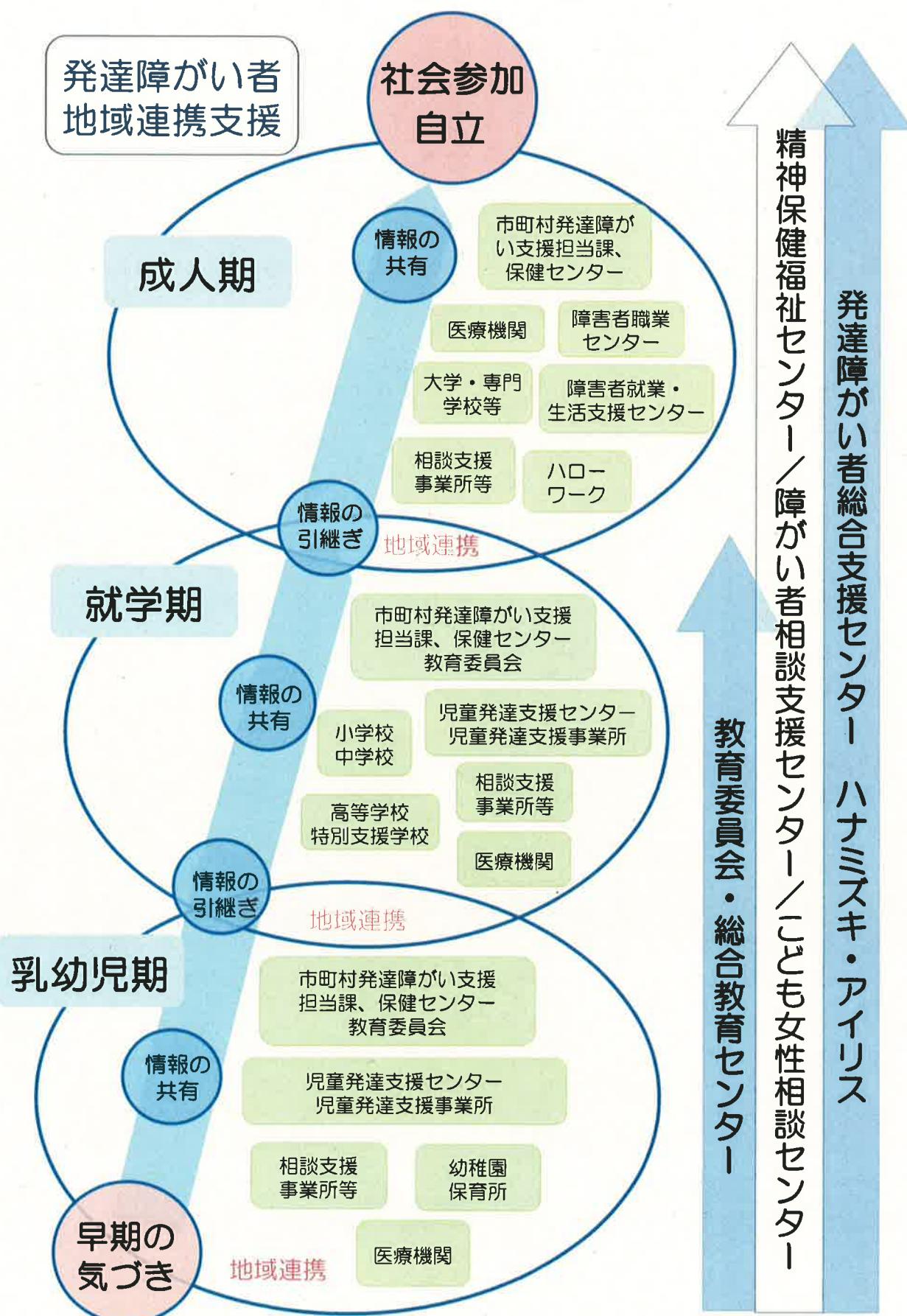
自閉症やアスペルガー症候群など、通常、小さい頃から症状が現れる脳機能の障がいです。コミュニケーション障がいや、パターン化した行動、衝動的な行動が見られますが、どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によってさまざまです。



6 施策体系図



7 ライフステージ関係図



第2章 基本方針に基づいた具体的な取組み

I 地域における支援環境の充実

1 身近な地域での相談支援体制の強化

現状と課題

- ・発達障がい者にとって、より身近な地域で相談できることが基本であるため、各市町村において支援体制を整備することが必要である。
- ・支援体制の充実に向けて、県、市町村、関係機関が連携を図りながら、情報共有、役割分担、ネットワーク形成を図る必要がある。
- ・適切な支援を行うため、支援者（保健師、保育士、教員、サービス提供者、相談支援従事者等）の資質向上を図ることが必要である。
- ・気づきの後の適切な療育又は支援のためには、支援機関と医療機関等との連携が必要である。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○きめ細やかな相談支援体制の整備 ・移動相談室や機関コンサルテーション、医療相談等を通じた支援体制の充実 ・市町村における発達障がいの相談窓口の明確化		→ ・周知、活用促進 ・平成30年度までに全市町村での実施の働きかけ	
○相談支援事業所等におけるスキルアップ ・相談支援事業所等職員に対する研修会の実施 ・個別ケース会議や機関コンサルテーションの活用	→ ・実施		発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
○地域での連携体制の構築 ・自立支援協議会や圏域の連絡調整会議等での連携強化 ・地域の医療機関との連携		→ ・各種部会の活用 ・医療関係者とのケース会議等の実施 ・連携診療の充実 ・支援従事者研修の実施	

2 社会の正しい理解の促進

現状と課題

- ・発達障がい児の発達には、最も身近な支援者である保護者や関係者の関わり方が重要であるため、保護者及び関係者の理解向上が不可欠である。
- ・発達障がいに対する誤解を取り除き、理解と支援があれば、その人らしく生活していくことを広く地域へ発信していき、地域住民と当事者が交流できる場の確保なども含め、暮らしやすい環境づくりが必要である。
- ・発達障がいについては、早期発見、早期支援が重要であるが、障がいに気づいた時からの支援でも決して遅くないことについても、普及していく必要がある。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○様々な機関の理解の向上 ・「発達凸凹出前講座」の展開		→ ・有識者を活用した出前講座を実施	
○効果的な普及啓発事業の実施 ・関係機関との連携による一般住民に対する啓発	→	・発達障がい者講演会の実施 ・世界自閉症啓発デーにおける啓発活動 ・ブルーライトアップや、市町村等イベントにおけるパネル展示	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
○情報発信の強化 ・発達障がいに関する情報の集約と継続的な発信 ・合理的配慮に関しての理解促進	→	・ホームページでの情報整理 ・内容充実 ・分かりやすいパンフレットの作成・活用 ・障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（仮称）の制定及び周知	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関 障がい福祉課

II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

1 乳幼児期における支援の充実

①乳幼児健康診査における早期の気づきと支援

現状と課題

・乳幼児期の早い段階は、他者との関係を築くために重要な機能のひとつである社会性発達の力が著しく伸びる時期であり、乳幼児健康診査は、保護者が子どもの発達の状態を知る機会となる。乳幼児健康診査に関わる支援者においては、職種やキャリアによって子どもの発達を見る視点が異なり、社会性発達についてもそれぞれの専門性から捉えている。乳幼児健康診査に関わる支援者の社会性発達に関する理解を深めるとともに、それぞれの専門性を生かしつつ異なる視点を共有し、一定の判断基準を設けることで、早期発見につなげることが求められる。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○各市町村における乳幼児健康診査に関わる技術支援 ・乳幼児健康診査に関わる支援者への社会性発達の情報提供 ・乳幼児健康診査に関わる支援者が携わった困難事例についての技術支援 ・乳幼児健康診査への社会性発達に関するアセスメントツール等の導入	→	・発達障がい児早期発見支援体制事業の実施 ・平成30年度までに全市町村での導入を支援	発達障がい者総合支援センター
○発達障がい児の支援者の拡大 ・支援者向け研修会の充実		・発達障がい早期支援研修会の開催 ・関係機関での出前講座	

②保育所・幼稚園等における早期の気づきと支援

現状と課題

・発達凸凹が目立つ子どもは、家庭生活よりも集団生活の中で不適応となり、本人も周囲も困惑してしまうことが多い。そのときの適切な支援は、その場に合った対応を経験させ、本成長を促すことにつながる。本人のみならず、集団に属するすべての子どもの環境を整えるためにも、子どもが集団生活を経験する場である保育所・幼稚園の職員が発達特性の

視点をもつことが望まれる。

- ・早期発見後、適切な支援を受けるためには、保護者の理解と協力が必要不可欠である。保護者が子どもの状態を把握し、支援を積極的かつ効果的に活用できるように、保護者への気づきの支援の充実を図ることが必要である。
- ・子どもの特徴を保護者に適切に伝えることで早期発見・早期支援につながりやすくなるが、保育所・幼稚園の職員が保護者へ、子どもの発達特性を伝えることに不安を感じやすい現状がある。気づきの支援の一端を担う保育所・幼稚園職員が、子どもの発達に関する身近な相談窓口を把握し、保護者の気づきを促す伝え方を身につけることが必要となっている。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
<p>○保育所・幼稚園職員および児童発達支援センター等職員への技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関コンサルテーションおよび個別ケース会議の充実 ・保育所・幼稚園等の連絡会議や研修における情報提供の充実 		 <ul style="list-style-type: none"> ・医師はじめ専門スタッフの現場派遣 	
<p>○保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・ペアレントトレーニングの充実 ・保護者に向けた子どもの発達や関わり方に関する情報提供 ・各地域で行っている保護者支援のサポート ・ペアレント・メンターの養成・活用 		 <ul style="list-style-type: none"> ・移動相談室 ・児童発達支援センターと連携したペアレントトレーニング実施 ・幼児期療育支援事業 ・市町村の親子教室等での出前講座実施 ・保護者支援のできるペアレントメンターの養成・グループ相談会の実施 	発達障がい 者総合支援 センター
<p>○関係機関職員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関、対象者、内容レベルに応じた研修会の実施 ・地域において相談支援の核となる「発達障がい児支援専門員」の養成 		 <ul style="list-style-type: none"> ・研修体系・内容の充実の働きかけ ・平成30年度までに60名の支援専門員の育成・活用 	

2 就学期における支援の充実

①就学期における気づきの強化

現状と課題

- ・発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うためには、教育の場での「気づきの強化」が図られることが必要である。就学に関しては、各学校への入学時だけではなく、在学途中での就学の見直しを行う場合もあり、各市町村並びに県の教育支援委員会の支援機能を強化することが必要である。
- ・保育所や幼稚園から小学校及び特別支援学校小学部、小学校から中学校及び特別支援学校中学部への引継ぎは進んでいるが、中学校から高等学校への情報の引継ぎは十分とは言えない。
- ・インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援学校の教員はもちろんのこと、全ての園・学校の教員の専門性の向上が求められる。県では、特別支援学級や通級指導教室担当者研修等、支援の必要な生徒に直接関わる教員の専門性向上を目指した研修を行うとともに、通常の学級での支援に役立つ研修も行っているが、発達障がいに関しては、日々支援方法等の研究も進歩していることから、よりステップアップした研修の充実が求められている。
- ・高等学校での発達障がいのある生徒の支援の充実のためには、発達障がいに関する知識と支援方法等について、高等学校の教員の学ぶ場の確保が望まれている。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
<p>○就学支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会の支援機能の強化 市町村教育支援委員会調査員養成講座の実施 ・相談支援ファイル等の活用推進 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育支援委員会 調査員養成講座 ・相談支援 ファイル 等の作成・活用推進 	
<p>○校種間の情報の円滑な引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」の作成及び活用の推進 ・各園・校種間での引継ぎの推進 ・地域特別支援連携協議会の実施 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」 の作成・活用推進 ・「個別の教育支援計画」 等資料の引継ぎ推進 	特別支援 教育課・ 総合教育 センター

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○教員の専門性の向上 ・特別支援教育に関する研修の実施 ・e-ラーニング研修システムの開発・実施 ・特別支援学校教諭免許状の保有率の向上促進		→ ・研修実施 ・開発 → 実施 ・免許状保有率の向上促進	特別支援教育課・総合教育センター
○高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援の充実 ・高等学校の教員の学ぶ場の確保		→ ・徳島県発達障がい教育研究会への参加の促進	

②就学期における支援体制の整備

現状と課題

- ・校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名はすべての園や学校で実施され、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成も進んできたが、それらが実際の教育場面で十分に活用されているとは言いがたいが、今後は「障害者差別解消法」等の施行を踏まえて、合理的配慮の視点に立った支援体制の整備が必要である。
- ・障がいのある子供とない子供が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて、多様な学びの場を充実させることが必要である。特に発達障がいのある児童生徒の特性に応じた学びの支援を行うためには、特別支援学校がこれまで以上にセンター的機能を發揮し、各園・学校ぐるみの支援を行う必要がある。
- ・学校卒業後の職業的・社会的自立を促進するための、キャリア教育の充実と、就労に向けたより具体的で丁寧な支援が求められている。
- ・児童生徒の支援の充実のためには、家庭との連携が必要不可欠であり、家族支援等、本人を取り巻く環境を整備していくことが必要である。また、児童生徒の放課後や休日等における学校以外での居場所づくり等のため、放課後等デイサービス等、在学中からの福祉サービスの活用も進みつつある。今後は、教員だけでなく保護者や県民に対する理解啓発、本人の自己理解を促進するような取組みが必要である。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○校内支援体制の整備・充実 ・校内委員会・特別支援教育コーディネーターの活用促進 ・合理的配慮の視点に立った支援体制の整備	→ ・活用促進 → ・整備		特別支援教育課・総合教育センター

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
<ul style="list-style-type: none"> 「個別の教育支援計画」の作成及び活用の推進 特別支援教育支援員の活用 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・小学校・中学校及び高等学校での活用促進 		<ul style="list-style-type: none"> 作成・活用促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ○多様な学びの場の充実と学校ぐるみの支援 <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい教育・自立促進アドバイザーと連携した実践研究の推進 特別支援学校のセンター的機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談及びみなと高等学園を核としたネットワークを利用した高等学校の相談の充実 		<ul style="list-style-type: none"> 活用促進 	特別支援教育課・総合教育センター
<ul style="list-style-type: none"> ○職業的・社会的自立に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> 高等学校において「自立活動」の内容を取り入れた活動の実践を推進 特別支援学校において事業所等で適性に応じた就業体験の実施 ジョブサポーターの配置による就労支援の強化 特別支援学校版技能検定の開発と実施 関係機関と連携した就労支援 		<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣 設置→実施 	特別支援教育課・総合教育センター
		<ul style="list-style-type: none"> Web相談等活用推進 	
<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がいの理解促進 <ul style="list-style-type: none"> 保護者への発達障がいへの理解促進を図る。 地域への発達障がいへの理解促進を図る。 本人の理解促進 		<ul style="list-style-type: none"> 推進→実施 	特別支援教育課・総合教育センター
		<ul style="list-style-type: none"> 就業体験協力事業所の拡大 	
		<ul style="list-style-type: none"> 生徒の就職支援の強化 	
		<ul style="list-style-type: none"> 新種目の開発→実施 	
		<ul style="list-style-type: none"> 技能検定受検者の拡大 	特別支援教育課
		<ul style="list-style-type: none"> 「ゆめチャレンジフェア」の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がいの理解促進 <ul style="list-style-type: none"> 保護者への発達障がいへの理解促進を図る。 地域への発達障がいへの理解促進を図る。 本人の理解促進 		<ul style="list-style-type: none"> 「ほっとアドバイス事業」の実施 	総合教育センター
		<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい教育講演会の開催 	特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター
		<ul style="list-style-type: none"> 大学と連携した自己理解を深める取組みの実施 	発達障がい者総合支援センター

③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

現状と課題

- 将来の職業生活・社会生活の安定のためには、進学先や就労先で個々の生徒がそれぞれの特性等を十分理解されることが大切であり、そのためには引継ぎが十分に行われることが必要不可欠である。
- 発達障がいのある生徒の職業的・社会的自立のためには、事業所の発達障がいに対する理解が深まることが大切である。
- 職業生活・社会生活の安定のためには、生活の場の保障と、家庭の安定が必要不可欠であり、福祉と連携した家族支援が求められている。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○進学先・就労先への引継ぎ ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と引継ぎ推進	→	・引継ぎの促進	特別支援教育課
○企業の理解促進 ・障がい者を理解するための社内セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施	→	・社内セミナー等を実施	総合教育センター
○学校と他機関との連携 ・地域連携協議会の活用 ・福祉及び就労先（若者サポートステーション、ハローワーク等）への情報引継ぎ	→	・他の機関との連携強化	特別支援教育課・発達障がい者総合支援センター・市町村
○家族支援の充実 ・家族の心の安定のための場づくり	→	・家族心理教室の実施	発達障がい者総合支援センター

3 成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

現状と課題

- 高等教育機関においても、発達障がいのある学生が存在していることが想定されるため、高等教育機関の教職員や関係者に対する発達障がいに関する知識や理解、支援についての啓発や研修の場が必要である。
- 発達障がいのある学生がより円滑な学生生活を送るために、学内で相談できる人や場所など、サポート体制があることが望ましく、教職員や関係者による学部をこえたネットワーク支援も重要である。
- 発達障がいについての正しい知識や情報を得ることは、その後の社会生活の選択肢を広げることになるが、専門機関や医療機関への相談はハードルが高いと感じる人も多いため、最初から“障がい”という捉え方ではなく、より身近で気軽に相談できる場の確保が求められている。
- インターンシップやアルバイトなど実際の就労場面を体験することは、就労に対する意識や意欲を高めるが、職業生活を送るために必要な力を身につけるには、関係機関と連携した就労準備支援が不可欠である。
- 発達障がい者総合支援センターの相談状況から、卒業後すぐに就職できない場合、自己肯定感や就労意欲の低下、基本的生活習慣の乱れなどからひきこもりになる可能性が高いことがうかがえる。ひきこもり予防のためにも卒業前から関係機関等と連携し、支援に繋げていくことが重要である。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○相談の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関と連携した、学内相談場所の確保及び移動相談室の開催 本人・保護者向け啓発研修の実施 高等教育機関教職員・関係者向け啓発研修の実施 		→ ・協議 → 実施	
○高等教育機関とのネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> 定期的なネットワーク会議の実施 機関コンサルテーションの活用 中学、高校からの円滑な情報引き継ぎ 			発達障がい 者総合支援 センター・ 関係機関
○他機関との連携・引き継ぎ <ul style="list-style-type: none"> 関係機関における、中途退学者や就労に結びついていない学生に関する情報の共有 就労支援機関(地域若者サポートステーション、ハローワーク等)への情報提供及び連携・引き継ぎ 		→ ・協議 → 実施	

②就労と定着に向けた支援

現状と課題

- ・就労する上で基本となる自己の特性把握や対人関係のスキル獲得は、できるだけ早期から取り組むことが重要である。しかし本人・保護者に障がいの認識がなく、また抵抗を感じる場合も多く、気づきや障がい受容の難しさが大きな課題となっている。
- ・障がいの診断や障害者手帳の取得方法、障害者雇用等の制度やサービスについての情報も十分周知できているとは言いがたい。本人の意思決定を支援するためにも、正確な情報提供を行うことが必要不可欠である。
- ・就労場面での失敗体験を重ねている場合、職業適性だけを考えても不十分である。まずは、自己の特性把握や自尊心の回復、就労意欲やモチベーションを高めるための準備支援が必要であるため、関係機関と連携した訓練の場の確保が求められている。
- ・就職後に適応できず、二次障がいを引き起こすことも少なくない。職場定着せず離転職をくり返している場合も多く、安定した社会生活を送るために継続した支援が重要である。そのためには、就労場面における支援だけでなく、生活面や家庭に対する支援も欠かすことができない。
- ・企業においては、少しずつ障がい理解が進んできているところであるが、まだまだ不十分な状況である。特に中小企業においては、障害者雇用の事例が少ない状況にあるため、先進的な取組を行っている企業の紹介や研修を通じて、発達障がいの理解と雇用の促進を図ることが必要である。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
<p>○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解のための面接、グループ活動の実施 ・基本的生活習慣の確立、社会的スキルの習得等に向けた作業体験等の機会の提供 ・就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験、職業訓練の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・自己理解グループの開催 ・みなど高等学園及び西部テクノスクールにおける体験実習の実施 ・多様な職場体験機会の提供 ・障害者職業センターにおける準備訓練の実施 ・就労支援事業所と連携した職場実習体験の活用 	発達障がい者総合支援センター・関係機関

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○職場定着支援の充実 ・相談支援の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・定着バックアップ事業の実施 ・障害者職業センター及び就業・生活支援センターにおけるジョブ・コチ支援の活用 ・障害者職業センター及び就業・生活支援センターと連携した包括的な支援体制の整備 	発達障がい者総合支援センター・関係機関
○企業の理解促進		<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係部局と連携した協議会の活用 ・労働関係部局と連携した発達凸凹出前講座や情報交換会の実施 	発達障がい者総合支援センター・障害者職業センター

③社会参加に向けた支援

現状と課題

- ・人間関係を構築することが苦手な発達障がいのある人は、友人関係や余暇活動を求めているにも関わらず、課題や困難を抱えていることも多い。余暇支援の一環及び社会的スキルの習得機会としても、当事者同士の交流の場や居場所の確保が求められている。
- ・家族から寄せられる相談の多くは、不適応行動への対応やひきこもり状態の改善であるが、当事者自身が問題意識を持たない場合や、相談を拒否することもある。接し方や対応に苦慮し疲弊している家族に対して、障がいについての正しい知識や接し方のスキルを身につけることができるよう支援が必要である。
- ・発達障がいの特性から二次障がいを引き起こしている場合や、住まいの問題や経済的な課題から自立が進まないことも多く、複雑で対応が困難なケースほど、行政・医療機関・相談支援事業所など関係機関の連携による地域包括ケアが重要である。
- ・相談に繋がっていない潜在的なひきこもり状態の人も多いと考えられ、市町村や保健所はもとより、地域包括支援センターや民生委員等に幅広く啓発活動を行い、壮年期・高齢期の方も含めて地域の現状及び課題を把握することも発達障がい者支援において重要な要素である。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
<p>○当事者、家族への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の交流の場の確保 ・家族の心の安定の場づくり ・地域包括支援センター、介護支援専門員協会等との連携強化 		<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の会の実施 ・社会貢献に向けたモデル事業の検討・実施 ・家族心理教室の実施 ・相談支援事業所等と連携した包括的な支援 ・発達凸凹のある高齢者対策として、ケアマネジャー対象の研修会等の開催 	発達障がい 者総合支援 センター・ 関係機関
<p>○ひきこもりへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の情報提供及び啓発促進 ・自立支援協議会等における情報共有、市町村や医療機関等と連携したセーフティネットの構築 ・生活リズムをつかむきっかけづくり 		<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・精神保健福祉センター「きのぼり」との連携 ・ワークサンプルを活用したFA（フリーアクティビティ）の実施 	発達障がい 者総合支援 センター・ 精神保健福 祉センター ・関係機関